

平 贈

361

86

7

同和行政史

0602002042925

目次

第2編 地域改善(同和)対策

第1章 対象地域の状況

同和実態調査	89
同和地区数、世帯数、人口の変化	92
同和地区の生活実態・意識(平成5年度実態調査)	96

第2章 地域改善(同和)対策関係予算の推移

同対法以前	103
特別措置法下における事業予算	108
事業予算のしくみ	112

第3章 地域改善(同和)対策事業の推移

(1) 同和対策事業(昭和44年7月～57年3月)	117
(2) 地域改善対策事業(昭和57年4月～62年3月)	118
(3) 地域改善対策特定事業(昭和62年4月～平成4年3月)	119
(4) 地域改善対策特定事業(平成4年4月～9年3月)	120
(5) 地域改善対策特定事業(平成9年4月～14年3月)	121
(6) 地域改善対策特定事業の見直し状況	125

第4章 関係省庁別地域改善(同和)対策の事業

1 総務庁(総理府)	129
2 法務省	135
3 文部省	141
4 厚生省	153
5 農林水産省	164
6 通商産業省	173
7 労働省	179
8 建設省	186

第2編 地域改善（同和）対策

2 集会所施設・設備整備事業（昭和37年度創設）（表2-4-15参照）

① 事業の概要

対象地域における社会教育活動の充実・発展を図るため、その拠点となる集会所の施設及びその設備について整備を行う事業

② 実施主体

市町村

③ 補助要件等

ア 同和関係世帯が30世帯以上200世帯未満の対象地域に設置するものであること。

イ 新築かつ専用の建物であり、延べ面積が100㎡以上であること。

ウ 設備費は、施設費に対する国庫補助年度と同一年度に要する経費であること。

④ 補助対象経費

施設費，用地取得費，設備費（視聴覚機材，体育用具，図書，移動式黒板，書架を購入する経費）

⑤ 補助率

施設・設備費 3分の2

用地取得費 2分の1

第2編 地域改善（同和）対策

3 隣保事業

Ⅰ 隣保館整備事業（表2-4-21参照）

① 事業の概要

地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るため、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、同和問題に対する理解を深めるための活動を行う目的で隣保館を設置する事業

② 実施主体

市町村

③ 補助要件等

- ア 利用対象世帯が原則として50世帯以上であること。
- イ 設置後は、市町村が責任をもって事業を実施する体制があること。
- ウ 構造は、原則として防火構造とし、木造の場合は2階建までとすること。

利用世帯数	規 模
50世帯以上100世帯未満	132m ²
100世帯以上200世帯未満	132m ² 以上198m ² 以内
200世帯以上400世帯未満	132m ² 以上264m ² 以内
400世帯以上	132m ² 以上331m ² 以内
	ただし、これによりがたい場合は、661m ² の範囲内において厚生大臣がその都度承認した面積

地域福祉事業（デイ・サービス事業）を行うために訓練室等を整備する場合は別に146m²以内で厚生大臣の認めた面積

- エ 地域の実情に応じて相談室、会議室、保健衛生室、教養娯楽室その他必要な事業を行うための設備を設けること。

④ 補助対象経費・補助率

工事費 3分の2

用地取得費 2分の1

同和行政史

平成14年 3 月 発行

編 集 同和行政史編集委員会

発 行 総務省大臣官房地域改善対策室

印 刷 中央法規出版株式会社
